

平成 27 年

# 社会文教常任委員会会議録

平成 27 年 3 月 9 日

）

平成 27 年 3 月 24 日

田 上 町 議 会

平成27年第1回定例会  
社会文教常任委員会会議録  
(第1日)

---

---

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成27年3月9日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 2番 | 椿 一春君   | 10番 | 渡邊 正策君  |
| 3番 | 有川 りえ子君 | 12番 | 関根 一義君  |
| 7番 | 川崎 昭夫君  | 14番 | 小池 真一郎君 |
- 4 欠席委員  
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |     |       |               |       |
|-----|-------|---------------|-------|
| 町 長 | 佐藤 邦義 | 町民課長          | 鈴木 和弘 |
| 副町長 | 小日向 至 | 保健福祉課長        | 吉澤 深雪 |
| 教育長 | 丸山 敬  | 教育委員会<br>事務局長 | 福井 明  |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- |        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 中野 幸作  |
| 書記     | 渡辺 絵美子 |
- 7 傍聴人  
三條新聞社
- 8 本日の会議に付した事件
- |        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 議案第 1号 | 田上町横場運動広場設置条例の制定について                  |
| 議案第 2号 | 田上町教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例の制定<br>について |
| 議案第10号 | 田上町社会教育委員設置条例の一部改正について                |
| 議案第11号 | 田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について              |
| 議案第12号 | 田上町立保育所条例の一部改正について                    |
| 議案第13号 | 田上町営野球場条例の一部改正について                    |
| 議案第17号 | 田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について               |

- 議案第18号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について中  
第1表 歳出の内
- 2款 総務費（2、3項）
  - 3款 民生費
  - 4款 衛生費
  - 10款 教育費
- 議案第21号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定につ  
いて
- 議案第22号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定に  
ついて
- 議案第23号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定につ  
いて
- 議案第24号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について

---

午前9時00分 開 会

---

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 改めまして、おはようございます。今年は雪害もなく、穏やかな年であったようです。本常任委員会も今回が今の委員の構成でやるのは最後になりましたけれども、まだ最後には予算委員会も残っていますので、最後まで慎重に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これから社会文教常任委員会を始めますが、座って進めさせていただきます。

その前に、三條新聞さんのほうから傍聴の申し出がありますので、許可してあります。

続きまして、町長、ご挨拶をお願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 改めましておはようございます。2日の本会議、大変ご苦労様でございました。また、中学校の卒業式には全員の議員の皆さんから参加をしていただきまして、毎回感心していますが、中学校の卒業式というのは非常に整然となかなか生徒も一生懸命取り組んでおり、気持ちのいい卒業式に出ることができました。大変ありがとうございました。

本会議で社会文教委員会に付託をお願いしていたのは12案件であります。条例の制定とあと一部改正、そして補正予算、それから特別会計の補正予算ということで全部で12案件であります。よろしく慎重審議をいただきまして、ご決定いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ありがとうございました。

それでは、本委員会に付託されました案件は、議案第1号 田上町横場運動広場設置条例の制定について、議案第2号 田上町教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例の制定について、議案第10号 田上町社会教育委員設置条例の一部改正について、議案第11号 田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について、議案第12号 田上町立保育所条例の一部改正について、議案第13号 田上町営野球場条例の一部改正について、議案第17号 田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について、議案第18号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について、議案第21号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第22号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議

定について、議案第23号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第24号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について、以上12案件です。

それでは議事に入ります。議案第1号を議題とします。執行の説明を求めます。教育委員会事務局長（福井 明君） 改めまして、おはようございます。それでは、議案第1号、10ページからになりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

議案第1号 田上町横場運動広場設置条例の制定についてでありますけれども、11ページに条例が載っておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。これまで田上町営野球場条例の中に羽生田野球場と、それから横場野球場の2つに関する内容が規定されておりましたが、平成27年度から羽生田野球場に指定管理者制度を導入するということで、横場野球場を現状の利用に合わせて運動広場として新たに設置をいたしまして、管理するための条例を制定、規定するものであります。

なお、この横場野球場の施設につきましては、信濃川右岸の河川敷を国土交通省北陸地方整備局より平成29年9月30日まで占用の許可をいただいております。占用面積については9,682平米でございます。

この条例につきましては、平成27年4月1日から施行というふうにお願ひをしたいということでもあります。

以上、よろしくお願ひいたします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方はご発言願ひします。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） では、お願ひします。

第2条の管理なのですが、具体的にどのような管理をされるのか説明願ひします。

教育委員会事務局長（福井 明君） 現在この横場野球場、野球場といってもちょっと広場になっておりますが、車どめがありまして、その車どめが雨が降って河川敷に水が上がるということになりますと車どめを一旦撤去をしてやります。それから、その除草の管理を行うというふうな形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） 除草って年何回計画されておるものですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 実はここは、田上フライングクラブという模型飛行機を飛ばす団体があるのですが、そこから草刈りをしていただいて、ボランティアでお願いをしている状況であります。使うたびに一応きれいにしていただいてと

いう状況ですので、年一、二回程度ではないかとは思いますが。

14番（小池真一郎君） 今回の野球場をやめて運動広場にということで、現在までこの広場の使用状況というのはどのようになっているのかという点と、今後この運動広場にすることによってどういうことで活用しようと思っているのかという点についてちょっとお聞きしたいのですが。

教育委員会事務局長（福井 明君） 先ほど申し上げましたように、今現在使用状況というのは先ほど言った団体くらい。田上フライングクラブの、要は模型飛行機を飛ばすところでありまして、広い場所でなおかつ上空に何も無いところが欲しいということでそこを利用されているのですけれども、その団体のみということになっています。以前は、野球場でバックネットだったのです。そういったものを施設設置をしていたのですが、先ほどお話ししたように水が上がる状況になるとそれを撤去しなさいというふうな形になりますとなかなか撤去しづらい部分がありましたので、それに対応できないということもありますので、今現在広場にしております。したがって、この活用方法については今言った形だとか、それからあとは広場としての意味合いというふうな形になるかとは思いますが、利用は当然無料になりますから自由に使っていただくというふうな形になるかとは思いますが。

以上です。

14番（小池真一郎君） 広場ということで名称を変えるわけですが、これは仮設トイレ等は用意するのですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 仮設トイレは入っていません。したがって、ほとんど施設としては広場だけということになります。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ほかにありませんか。

では、ないようですので、議案第1号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第2号を議題とします。執行側の説明を求めます。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、13ページになります。

議案第2号 田上町教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例の制定についてでありますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、これが平成26年の6月20日に公布されているわけですが、これに伴い、特別職となりました教育長の職務に専念する義務の特例等を定める必要が生じたために条例の制定を行うものであります。14ページにその条例がありますので、ごらんいただきたいと思っております。教育長は、第2条の各号のいずれかに該当する場合において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されるこ

とができますということで3つあります。研修を受ける場合、教育長の厚生に関する計画実施に参加する場合、前2号に規定する場合を除く規定で定める場合、これは教育委員会が定めるというふうな形になりますが、そういった形のもの。この3点であります。

また、3条では教育長の勤務時間、それから休日及び休暇について一般職の条例の規定を適用するということであります。なお、今回朝にお配りいたしました資料ナンバー1をちょっとごらんいただきたいと思います。2月の全員協議会でも申し上げましたけれども、今回の主な改正の留意点は4つございまして、1つは教育委員長と教育長を一本化して新たな責任者を置くこと。それから、2つ目は教育長が常勤の一般職から常勤の特別職になるということ。それから、3つ目は首長と、それから教育委員会が協議、調整をする場として総合教育会議を置き、教育に関する総合的な施策の大綱を策定すること。4つ目は、教育長の事務執行に対する教育委員会のチェック機能を強化したということの4点であります。

本条例につきましては、27年4月1日から施行となりますけれども、現在の教育長の任期中、これは28年12月の19日までは経過措置がありまして、附則で規定をしております。その規定の中身につきましては、ここに資料ナンバー1のところで参考資料、参考として載せておりますが、教育長は28年の12月の19日までは旧法の適用になりまして、それ以降は新教育長ということで3年任期というふうな形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方はご発言願ひします。

12番（関根一義君） 2点ほどお願ひしたいと思うのですが。総合教育会議についてお伺ひしたいと思います。この構成はどのような構成になるのでしょうか。

それと、その附則の取り扱いですけれども、これがよく理解できないのですが、委員長の任期がまだ満了していない場合については、その任期まで旧法を適用とするということは理解できるのですが、その下のところがちょっと理解できないので、もうちょっと詳しく説明いただきたいと思います。教育長の任期に教育委員の任期を合わせるというふうなことが言われているのですけれども、それはどういう中身なのか、もう一度ご説明いただきたいと思います。

以上、2点お願ひします。

教育委員会事務局長（福井 明君） まず、総合教育会議であります、この構成につきましては教育委員、それから教育長、それからそれを主催します町長がなります。したがって、現状で平成27年の4月以降でありますと現在の教育委員4名と教育長、それからその上に町長が入るということになります。

それから、附則、この参考資料ちょっとわかりづらいが、どうかということなのですが、まず教育委員長の教育委員として任期が27年の9月30日までございますが、それ以降は新しい新教育長になるまでの期間中が要するに教育委員長が置かれるということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

こんな形でよろしいでしょうか。まだあれですか。

12番（関根一義君） では、後段のほうから質問します。

教育長の任期は、施行日まで満了しない場合、現教育長の任期は4月1日まで満了しない場合については教育長の任期まで。ですから、教育長の任期は28年の12月19日までが現在の教育長の任期だと、こういうことで理解すればいいわけでしょう。そうしますと、この新法の適用については28年の12月19日以降適用される、そうしますと29年1月1日というふうになるのかもわかりませんが、そういうふう理解すればいいわけですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 新法適用はあくまでも12月20日になります。28年の12月20日が新法適用になります。

12番（関根一義君） それで、お聞きしたいのは委員長の任期の取り扱いはどうなるのですか。教育委員長の任期の取り扱い。

教育長（丸山 敬君） 委員長は、任期は互選によって今の現行の制度では1年です。互選によって毎年委員長を任命しております。

先ほどの質問についてちょっと補足をさせていただきますと、教育長が旧法によって選ばれておりますので、その任期がある限り旧法が適用されます。ということは、教育長と委員長は一本化されないわけですので、旧法の適用がある期間は教育長と委員長が必要になります。そういう関係で例えば現在の委員長の任期が、私の任期の以前に切れたとしても、どなたがなるにしても、委員長を立てておく必要があります。旧法の場合は、教育長と委員長が両方並存する形になりますので、そういう形になります。新法適用になった暁には、教育長が委員長と一本化されますので、委員長という職名がなくなるということになります。

12番（関根一義君） そうしますと、教育長の任期は28年12月19日までですよね。教育委員長の任期は、これはいつなの。9月30日なのですか。それが切れた段階で新た



に教育委員長を互選するのですか。

(そうですの声あり)

12番(関根一義君) 改めて互選するのですか。

(はいの声あり)

12番(関根一義君) 任期延長という取り扱いではないわけですね。

教育長(丸山 敬君) 仰せのとおりでございまして、委員長の任期は毎年互選をされます。それで、この任期がいろいろずれておりますのは、委員が4名の方が4年間の任期がありますので、一斉に委員の方が交代をすることのないように、教育の継続性というものを維持するために1年ずつ少しずつ委員が交代するようにしなさいよという形になっておりますので、最大でも交代されるのは1名か2名です。という形で今までそういう運用がされておりますし、それが法律によって要請されております。ですから、新法適用になった場合、その辺がずれを生ずる可能性が出てきますので、改めて一応原則の任期は4年なのですが、4年以内で委員を委嘱するということも可能になっているのです。そうやって一遍に委員の方が任期が切れて交代するということを避けるような、そういう経過措置も作られております。

以上でございます。

12番(関根一義君) 後段のほうは理解できました。

それで、前段のほうをもう一度再質問させていただきたいと思いますが、総合教育会議の関係ですけれども、総合教育会議は教育委員会に首長が出席をして、それをもって総合教育会議にすると、こういうふうに理解をいたしました。そうしますと、もう一点、物の本などによりますと書いてあるのですが、総合教育会議における、要するに方針決定については教育委員会の決議ではない、承認でしたっけ、何でしたっけ、必要とするというふうになっていると私は理解しているのですが、その辺の取り扱いをもう一度説明していただけますか。

教育長(丸山 敬君) 総合教育会議は、地方教育行政法では首長が主催をするというふうに明記されております。この主催をするということから、総合教育会議は首長が招集をして会議を開くという形になります。基本的な構成員は、首長と教育委員によって教育委員会で構成をされます。必要に応じて、オブザーバーといいますが、そういう意見を聴取する方を呼ぶこともできるようになっております。この会議で議論いたしますことは、教育行政の大綱の策定あるいは教育の条件整備、あと重点に講ずべきことが主なもの、それから3つ目が児童生徒等の生命、身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置。この3番目は、ご承知のとおり大津市の大変不幸ない

じめによる事件がありました。その反省から迅速に事が行われるようにということから、こういう児童生徒の生命、身体の保護等の緊急の場合も総合教育会議を招集をして行うという形になっております。

以上です。

12番（関根一義君） 町長は、年どのぐらいの総合教育会議を開催する構想がおりなのか。

町長（佐藤邦義君） 今ほど教育長が説明しましたように、いわゆる教育に関する総合的な施策の大綱ということでございますので、そういった大事なものを決めるときにこれを主催すると。あと、日常的な教育行政については、委員会で今までどおりやっていくということのようです。まだ私も余りよく研究していませんので、そういうことです。

教育長（丸山 敬君） 補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。特に法律のほうでは、何回開きなさいという回数までは明記はされておられません。ただ、常識的に考えますと大綱を策定し、それを1年間実施をして、点検、評価をして、次年度にいろいろまた施策について、あるいは予算措置等について議論する必要がありますから、年2回程度くらいが、年度初めと年度の後半くらいに1回ずつ開く。そして、あと緊急の場合は随時要請をされて会議が招集できることになっておりますので、そういうようなことが想定されるのではないかなと思っております。

以上です。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第2号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第10号を議題といたします。執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、30ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号 田上町社会教育委員設置条例の一部改正についてでありますけれども、社会教育委員の委嘱基準及び構成に係る地方分権改革の第3次一括法案が施行されたことに伴いまして、条例において委員の資格要件を定める必要が生じまして、これまで規定されていなかった再任及び解嘱に係る条項もつけ加えて改正するものであります。平成27年4月1日からの施行になりますが、資料ナンバー13の新旧対照表をちょっとごらんいただきたいと思います。各条の前に見出しをつけまして、第2条2項では資格要件を定めております。それから、第3条の2項では再任、第4条では解嘱について定めております。

以上であります、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑がある方はご発言願ひます。

ないようですので、議案第10号に対する質疑は終了いたします。

続いて、議案第11号を議題といたします。執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、32ページになりますが、議案第11号

田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正についてでありますけれども、いじめ防止対策推進法が平成25年6月に公布されまして9月から施行されたこととなりまして、その後田上町青少年問題協議会でこのいじめ問題を協議していくこととしたために条例の一部改正を行うものであります。これは、平成27年4月1日からの施行ということですが、資料ナンバー14の新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思ひます。第1条2項では、いじめ問題対策連絡協議会としての機能を果たすこと、それから第2条の第2項につきましては関係機関や団体との連携を図ることを加えて改正というふうな形になります。

以上、よろしくお願ひします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑がある方はご発言願ひます。

12番（関根一義君） ちょっと理解できないのだけれども、青少年問題協議会がいじめ問題を要するに適切に解決を図っていくというふうな機能を、それは期待できるのですか。ちょっと所見をいただきたいと思うのですが。

教育長（丸山 敬君） ご質問にお答えさせていただきます。

今まで青少年問題協議会は、主に夏休み前に子どもたちが長期にわたりまして家庭や地域に帰るということから、主に夏休み中の生活の過ごし方あるいは取り決めとか約束事、そういうものを地域の方々含めてこの青少年問題協議会の構成員は警察の方、それから組長さん、それから議会の方々含めて広範囲の関係者がお集まりでございます。そういうことから今までは、主に長期の休み中のそういう問題に対する周知徹底、協力の依頼ということが行われてまいりましたが、今回国のほうでいじめ対策推進法というものが整備されまして、この法律の特徴的な点は主語が明記されておりまして、国はこういうことをやりなさい、地方自治体はこういうこと

をやりなさい、学校の設置者はこういうことをやりなさい、学校はこういうことをやりなさいということで主語が明確になりまして、いろいろやるべきことが求められております。そういう中で地方自治体においては、いじめ防止に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより学校、教育委員会、児童相談所、法務局、地方法務局等の関係者によって構成するいじめ問題対策連絡協議会を置くことができるという条項が作られました。県内の市町村のお話を伺いますと、大きなところは新たに独立したこういうものを作ったりしておりますが、町村レベルでは既存のそういうものを活かしながら、そこに機能を付加させてこういういじめ問題も議論をしていくと。まさに青少年問題に関する大変重要な内容になりますので、そういうものをお願いをして今回条例等を整備させていただいて議論できるような、そういう場をきちっと明確に位置づけて取り組んでいきたいということから今回条例を改正させていただくものでございます。

以上でございます。

12番（関根一義君） 法的根拠みたいなのは、説明いただきましたから理解できるのですが、町の実態というふうに言うところちょっと語弊ありますけれども、いじめというのはそんな形式的な協議機関を整えたからそれがうまくいくとかと、そういう問題ではなくて、もっと内面的な問題だというふうに、私はそういうふうに思っているのですが、こういうことが要するに設置されて法改正されて、条例改正もされるということはいじめの解消といいますか、それに有効的に作用するのだろうかという、このところのことを聞いておきたいわけです。教育長は期待できるのかと、期待しているのかという本当のところをちょっとお聞かせ願えますか。どんな議論をするのだろうかというのが私は要するによくわかりません。形式的に学校の現状はこうなっていますというのを報告して、それをめぐって若干のやりとりをする、そういう程度になりはしないかという思いはしているのですけれども、そんなことではございませんということであれば、その思いも含めて見解を、所見をお聞かせ願えますか。

教育長（丸山 敬君） 完璧なものというと、非常に私もお答えしづらいのですが、例えば最近の例ですと川崎市の中学校1年生の問題、ライン等を通じていじめがあった。いじめというよりは、まさに触法行為であったわけですが、子どもたちの人間関係を見ますと同じ学校をはるかに超えて、特にラインというようなツールによって違った学校の生徒、あるいは異年齢の先輩、後輩というような広範囲にわたって、そういういろんな人間関係が拡大をしております。こういう状況を考えま

すと、学校だけで簡潔的に物事を対応するというのが非常に難しくなっていておられます。今回の件も今これから検証がされて、その反省を踏まえて我々もその知見をいただきながら対策を講じていこうと思っておりますけれども、いろんな方々がそういう不審な行動を見ていらっしゃる。地域の方々とか。そういうことを考えますと、学校の中だけで、あるいは保護者と一緒になってやるという、そういう手も今までずっとやってきたわけですが、はるかにそれを超える広範囲の人間関係において、こういう事象が起こる可能性が出てまいりましたので、警察を含めて地区の代表の方々、児童福祉関係の方々、児童委員の方々、そして学校関係者、教育委員会が一体となってこの問題について議論をしていくということが非常に大切になってきています。特に今回の長期にわたって不登校であったという、そういう事実があるにもかかわらず、なかなか対策を打てなかったというのは非常に残念な事象なのですけれども、当然不登校でいて家の中に閉じこもっている方もいらっしゃるけれども、学童が適当でない時間帯にその辺にいるということを地域の方々や大人が目にしたとき一声をかけていただいたり、何かするということがやっぱり重要なのではないかと思います。まさに次世代の子どもは大人社会が一丸となって育てていかなければならない、まさにそういう事態になってきているかと思えます。その一つの方法として、こういう青少年問題協議会というのは広範囲にわたっていろんな青少年の問題を議論できる、そういう場が既に機能しておりますので、この場を活かしていただいて、より適切な行動ができるように議論していきたいと思えますし、また先ほども総合教育会議も今までのいじめ問題の反省を踏まえて首長が主催をする形で迅速に教育委員会と首長と一緒に、こういう児童・生徒の生命の安全を脅かすような問題については速やかに対応することが求められておりますので、これら両輪にしながら、よりベターな方向にいけるように取り組んでいければ、そんなふうに思っておりますし、私はそういう方向はできるのではないかと期待をしておるところでございます。

以上でございます。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） お願いします。

これ田上町青少年問題協議会の追加されるのですが、ちょっと私が不勉強で申しわけないのですが、そもそも田上町青少年問題協議会の目的というものはどのようになっているのかということと、あとその中で別個いじめ問題連絡協議会というものの目的というのは、どういうことを目的で運営していくのか、この2点について説明願います。

教育長（丸山 敬君） 今までの活動の目的は、あくまでもこの表題のとおり、青少年の健全育成を目的にしております。例えば不適切な図書とかビデオとか、そういうものの点検とか、あるいはそういうものが安易に簡単に未成年の子どもたちにも手に触れるようなそういう状況にあるのか、毎年点検をさせていただいたり、あるいは緊急の場合、本当にSOSが出せるような110番というような形で地域の方々をお願いをいたしまして、子どもたちが緊急に不審者とかそういう方々に遭遇した場合、速やかに避難できるような、そういうことで指定とかそういう協力依頼等も行っていました。

今度は、そういう問題にプラスして特にこういういじめ問題というのは非常に喫緊の課題になってきておりますので、そういう内容をつけ加えさせていただいて、より青少年の健全育成に向けて総合的に取り組めるようにというねらいから、今回こういう機能を付加させていただく条例改正をお願いしたところでございます。

以上でございます。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） わかりました。今教育長の言われたことが文面で皆うたわれているわけなのではないでしょうか。

教育長（丸山 敬君） 今手元にその条文を持ってきていないのですが、きちっと青少年の健全育成ということで事業としてこういうことをやりますということで、毎年招集いたします青少年問題協議会でそれを話題にさせていただいております。あわせて、学校の実情を問うて不登校の状態とか、あるいはいじめ等についても報告をさせていただいております。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） 少しまだちょっとわからぬところがあるのですが、今現状の青少年問題協議会の目的とそのところと、この後さらに新しく増えたいじめ問題対策協議会というものの目的とするものが皆一緒であればいいのですけれども、新しく追加すると新たに会の目的を少し見直しする必要があるのではないかと思います。今聞いておるわけなのですが、その辺に新たな目的のことを整備する考えはありますか。

教育長（丸山 敬君） 当然青少年の健全育成の中にいじめとか不適切な行動とか、そういうことも当然含まれるわけですので、何らこういうものを付加しても本来の青少年問題協議会の会議の趣旨に反するものではないというふうに私は理解しております。

以上です。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ほかにありませんか。

では、ないようですので、議案第11号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第12号を議題といたします。執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、34ページになりますが、よろしくお願いいたします。議案第12号 田上町立保育所条例の一部改正についてでありますけれども、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律というちょっと長い名前の法律なのですが、その中に児童福祉法の一部が改正になりました。それで、保育に欠ける事由について条例事項でなくなったため、子ども・子育て支援法施行規則に規定されることから条例改正を行うものであります。

資料ナンバー15の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。現行の保育所条例では、保育の実施と保育所の設置について定めておりましたけれども、関係法律の規定及び改正によりまして保育の実施事項が認定事項として子ども・子育て支援法施行規則で規定されたことから、保育所の設置のみの条例に改正をするということになりますので、第1条では関係条項を変更いたしまして、第3条を削るという形の改正というふうな形になります。

以上、よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

ないようですので、議案第12号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第13号を議題とします。執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 36ページになりますが、よろしくお願いいたします。議案第13号 田上町営野球場条例の一部改正についてでありますけれども、先ほど横場のほうでもご説明しましたが、平成27年度から新たに指定管理者制度を導入するために現在規定されている羽生田野球場と横場野球場を整理いたしまして、羽生田野球場に限定した内容に改め、その条例の題名を田上町営野球場条例から田上町営羽生田野球場設置条例に改めるようお願いするものであります。

なお、平成27年の4月1日から施行ということになりますが、資料ナンバー16をちょっとごらんいただきたいと思います。第1条では、横場野球場を削りまして羽生田野球場のみの設置をするものであります。

第2条以降、第9条までは指定管理者に関する条文を改正または加えた内容であ

ります。最後に、資料ナンバーでいうところの、資料ナンバー18に10条が載っておりますが、これは町が管理を行う場合の規定を設けておりますので、以上よろしくお願ひします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方はご発言願ひします。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） これ新たに指定管理者ということになるのですが、以前の全協のとき指定管理者のきらめきという会社から提案があったということで、今回こういう条例改正だと思ひのですが、町の条例の中で指定管理者を選定するためのそういった条例というものは設置されているのでしょうか。従来の形の中ですと公募ですとか、そういった形で今までも……

（指定管理じゃなくて一部改正のほうの声あり）

社会文教常任副委員長（椿 一春君） わかりました。また次に質問します。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ありませんか。

ないようですので、13号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第17号を議題といたします。執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 大分はぐっていただいて、49ページになりますが、よろしくお願ひいたします。議案第17号 田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定についてであります。田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者である環境をサポートする株式会社きらめきからYOU・遊ランドとの一体的な管理運営を行いたいという申し出がありまして、指定管理者としての施設運営について平成27年1月16日付けで提出された申請書類及び提案内容についてのヒアリングを総合的に審査した結果、スポーツ施設と観光施設のそれぞれの利点を活かして今まで以上に両施設の有効活用を見込めることから、業者を指定管理者の候補として選定をいたしましたので、指定管理者の指定をお願ひするものでございます。

なお、指定管理の期間につきましては平成27年の7月1日から平成31年3月31日までの4年間となりましてYOU・遊ランドの期限と同じにしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方はご発言願ひします。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） では、改めて質問いたします。



田上町の指定管理の選定についてなのですが、指定管理を選定するための条例として町に制定されているのかというものが1点と、あと今はきらめき、企業側から一緒に管理をしたいということで提案があったわけなのですが、普通であればいろいろこういうものを指定管理に移行したいからということで公募やら、指定管理の条件を定めてやると思われるのですが、そういうところはヒアリングで終わらせたのでしょうか。その係る経費、それらについてはどのようなものを考えているのか説明願います。

教育委員会事務局長（福井 明君） 指定管理者に関する条例がございまして、その中身について詳しい部分については、平成20年2月に指定管理者制度の導入に関する指針を町が定めております。この内容で一応審査をした上で今回の導入をお願いするということになりますが、よろしく願います。

それから、予算的な経費だとかそういった部分につきましては、町が実際予算上であります部分の経費を見込んでおりますので、それに合わせた委託管理費相当をお願いするということになるかとは思いますが、よろしく願います。

副町長（小日向 至君） 指定管理者の関係につきましては、町の条例に定めたルールで今回指定したわけですが、既に湯っ多里館の指定のときにも大変詳しく説明していますから、おわかりだというふうな前提でお話をしますが、そういう形で今回指定しまして一応外部検討委員会の中でも点数まで全部つけまして、今回今局長が説明しましたように羽生田野球場とYOU・遊ランド、一体に利用することによって、より町の施設が有効に利用できるだろうということ。当然経費につきましては、今野球場にかかっているよりも大きな増額になる経費の指定料はしておりません。その詳細については、27年度予算のところの説明をすることになると思いますので、よろしく願います。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） 先ほど副町長の説明の中であった外部委員会によってそのものを審査して点数をつけたと言われていましたが、審査、点数をつけているというのは、業者を選択するときどちらが優位かということで点数をつける必要があると思うのですが、なぜ1社で点数をつけなければいけなかったのでしょうか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 外部委員会での検討の内容については、それぞれ項目が決まっておりますので、当然それを下回るような業者であれば指定管理はできないというような形になりますので、ある程度の点数評価を委員会の中でやる。したがって、1社であろうが複数であろうがそういった形での審査を行うというのが

原則になっております。例えば選定の中身については、平等な利用はできるかどうか、施設の利用効果を最大限に発揮し、その管理の効率化が図れるかどうか、そういった内容でもって審査をしておりますので、そういった形で点数評価をしております。

以上です。

社会文教常任副委員長（樫 一春君） わかりました。では、最後にしますが、従来田上町で移行するときに公募という方法を今までとっているのですが、なぜその一事業所の提案をそのまま採用されたのかというと、今後また期間が過ぎたらまた新しい指定管理者を選定するときは公募で両方やられると思うのですが、そこでも今後はもうYOU・遊ランドと野球場をセットとした形で公募を募るのか、またばらばらで公募を募るのか、その辺の考え方を説明願います。

副町長（小日向 至君） 昨年10月の27日の全員協議会のときにこの話は既にお話ししたのですが、業者からの提案は野球場とYOU・遊ランドを一体利用することに意義がある。要するに一体利用することによって、どちらの施設も生きるだろうという提案があったわけです。それをベースにして町長のほうも検討した結果、そのほうが多分施設の有効利用になるだろう、さっきも話したように野球しながら観光施設なり宿泊施設なりという部分との一体になるだろう、そういう趣旨の話を全協のところで説明しまして、おおむね理解いただいたのだろうという前提の中から募集をかけたというか、提案をしてもらったわけです。その提案内容が果たしてこちらが思っているような有利になる提案をしたかどうかというのは、さっきも言いましたように審査をしていったわけです。1社しかないのに審査できるかといったら、確かにさっき局長が言ったとおりでありまして、審査基準がありまして、最低基準から上回らないようならもうだめですが、先回は椿寿荘の場合も1社しかありませんでした。それでも、こちらの基準を上回った点数があるという前提でしたので、そういう形で今回野球場をお願いしたいということ、大前提は野球場とYOU・遊ランドを一体とする形でこれからも指定管理をしたほうが有利だろうという前提ですので、今回はYOU・遊ランドは既に今の業者は5年間のうちの1年過ぎていますから、一般的ですと5年間の指定管理をするところを野球場は4年間の指定管理にして終わる時期を一緒にしたということできさっき説明してありますので、今後終わった4年後については、今度は一体管理の中で競争してもらおうような形になるのだろうなと思いますので、そういう形でありますのでよろしく願います。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 要するにYOU・遊ランドの指定管理者がやって

いるところを選考するのがやっぱり内容的に経営上もよりベターだという、条文か何かあるのではないかなと思うのですけれども、それで一応点数はつけられたので、それはもう十分承知のあれなのですが、そういう関連する企業をとったほうがよりベターだという、そういう公募をする中のそういう条件など盛り込まれてはいないのですか。先ほど椿寿荘は1件しかなかったのですけれども、それはたまたま1件のあれで。そういう選考もありますよという、そういう条文とか何かはないのですか。

(条文というのはの声あり)

社会文教常任委員長（川崎昭夫君）　そういう決まりというか、そういうものも選考条件の中にあるよといったような。そうすると、椿委員と言われている疑問が納得できるのではないかなと思うのだけれども。

副町長（小日向 至君）　まず、今の実態はばらばらでという、野球場は町で管理しているわけですから管理上ばらばらですが、例えばYOU・遊ランドを半日草刈りした後の半日のあいている時間を野球場での芝刈りなんかにするということとか、野球場を終わった鍵は、今は野球場の夜借りたりなんかするときの鍵は公民館まで借りに行ったりしているという部分については、隣にある施設のYOU・遊ランドの管理人の方にそこに返しに行くなり対応するなりということで、近くにある施設を一体とした中での管理をしたほうが非常に有利になるという提案が相手からあったわけです。それに対してこちらのほうもいろんな問題があるかどうかをチェックした結果、そういう提案についての問題がなく、逆に利用者のほうが使い勝手がいいだろうという想定の中から、これからはでは一体管理としての中での指定管理に持っていったほうがいいだろうということを考えたわけですし、たまたま今回は既にYOU・遊ランド自体を管理している業者がいらっしゃいますから、今回に限り4年間になりますけれども、一体管理をそこにしてもらおうか、ただしきちっとした提案ができるかどうか、考え方がどうかというのは書類を出してもらってこちらのほうでみんなチェックをかけたということと、経費についても今以上の町が持ち出す経費以下に対応できるということですので、そういう形をお願いしようと。そういう意味で、今回指定管理をお願いしたいという意味ですので、よろしく申し上げます。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君）　ほかにありませんか。

ないようですので、議案第17号に対する質疑は終了いたします。

ここで少し休憩をとります。再開は15分といたします。

午前10時03分 休憩

---

午前10時15分 再開

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、議案第18号を議題といたします。執行の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の68ページをお願いいたします。2款総務費、2項徴税費、2目の賦課徴収費でございますが、46万7,000円の減額でございます。予定している事業、契約によりまして請負差額が出ましたので、その減額をお願いするものでございます。

めくっていただきまして69ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費、同じく82万6,000円でございます。こちらにつきましても説明欄にありますとおり、住基ネットの機械の更新の時期がありまして、それを切りかえたことによる請け負いで差額をそれぞれ減額をお願いするものでございます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） おはようございます。それでは、私のほうから引き続き補正予算の説明をさせていただきます。

ページは71ページからになります。3款民生費ということではありますが、保健福祉課の関係ではありますが、ほとんどが年度末になりまして事業の確定あるいは執行の不用額の整理というものが中心になっております。

それでは、説明に入りますが、3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございますが、961万8,000円の減額であります。説明欄にありますとおり、社会福祉総務事業として234万4,000円の減額。これについては、保健師が育休ということで休んでおりまして、それにかわる代替職員をお願いしていたのでありますが、なかなか人が見つからずに採用できなかったということで、ようやく2月から今1人確保ができましたが、それまでの間の不用ということで減額をさせていただいております。

それから下のほうの黒い四角、ひし形でございますが、臨時福祉給付金事業ということで727万4,000円の減額であります。これは、4月の消費税増税、8%増税に伴う低所得者対策ということで、1人1万円等の交付に充てたものでありますが、そのほぼ事業終了、確定見込みに基づきまして減額をするものであります。なお、人数的には臨時福祉給付金、一応今見込んでいる人数というものは1,930人に対して交付をほぼしていると、交付をし終わっているような形であります。

続いて72ページになりますが、2目老人福祉費でございますが、1,474万9,000円の

減額であります。説明欄にあります。老人福祉事業として1,416万1,000円減額。ほぼ事業の確定に伴いまして、例えば紙おむつの支給や介護手当、それぞれ減額。あとは、介護保険あるいは後期高齢者の特別会計の繰出金の減額が中心になります。

それから、敬老事業ということで58万8,000円の減額でございますが、これは敬老の助成金ということで、地区敬老会の関係で不用額の整理であります。

72ページは、3目障害者福祉費ということで1,394万5,000円の減額であります。説明欄、障害者福祉事業ということで396万1,000円減額。ページめくりまして、73ページになりますが、障害福祉の関係はほとんど20節扶助費であります重度心身障害者の医療費の助成の関係で、見込みに基づいて300万円ぐらい減額というめどが立ったということで減額させていただきます。

それから、障害者自立支援事業ということで998万4,000円の減額になりますが、介護給付費で7%程度不用が見込めるだろうということで1,100万円ほど減額であります。

それから、ちょっと飛ばしまして自立支援医療給付助成ということで160万円、これは追加なのでありますが、更生医療とか18歳未満の障害に関係する障害状況の関係の育成医療に係る関係で、この辺はちょっと不足が生じそうなので、追加をお願いしたいということであります。

それから、障害児給付費ということで31万6,000円の追加、これについても障害児の関係で放課後デイなんていうような関係で、ちょっと利用の日数が多いことから追加をお願いしたいということであります。

続いて、4目母子福祉費であります。68万5,000円の減額。これは、ひとり親家庭の医療費の関係でそれぞれ不用が見込めるので、減額をお願いをいたしたいと思っております。

74ページに入りますが、5目老人福祉施設費ということで180万円の減額であります。説明欄にあるとおり心起園の関係で燃料費、ボイラーの関係の重油あるいは光熱水費、水道、下水道費についてそれぞれ不用が見込まれることから減額するものであります。これは、特に康養園の社協でやっていますデイサービスセンターが、この関係から支出に合わせた経費を払っているのですが、そちらの関係でお風呂の改装を行いまして、その分水の関係が大分少なく済むようなことで見込んでおります。とりあえず1項は以上であります。

教育委員会事務局長（福井 明君）では、74ページの後段になりますが、2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費につきましては277万4,000円の減額をお願いするもの

でございます。説明欄のところにつきましては、児童福祉総務費は2節から4節までになりますが、育児休業を取得した職員分について減額補正を行うものでございます。

次に、児童福祉総務、その他事業であります。7節賃金の保育士補助員365万5,000円の追加補正についてであります。職員の長期療養休暇などによる代替分、それから非常勤の保育士の年休取得に係る代替分などによって不足が生じるために追加補正を行うものであります。

続いて、75ページであります。まず8節報償費の15万円の減額補正につきましては、臨時職員の報償が確定したため整理を行うものでございます。

続いて、2目の児童運営費につきまして980万5,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄の幼稚園運営事業の980万5,000円の増であります。13節委託料の広域入所委託料で940万1,000円の追加補正であります。当初予算では児童18人の広域入所を見込んでおりましたが、23人と増える見込みとなったため増額の補正を行うものでございます。

23節償還金利息及び割引料の40万4,000円の追加補正につきましては、平成25年度保育所運営費の実績により額が確定したため、国庫負担金の26万9,000円と県費負担金の13万5,000円を返還するために追加をお願いするものでございます。

保健福祉課長(吉澤深雪君) 続きまして、3目児童手当費であります。1,116万5,000円の減額をお願いするものであります。説明欄にあるとおり、児童手当の関係で902万円の減額、これは大体69人分ぐらいの不用を見込めるので減額とさせていただいております。

それから、76ページにあります子育て世帯臨時特例給付金関係であります。214万5,000円の減額であります。これも消費税増税に伴う子育て世帯に対する1人1万円の給付金ですが、これも不用が見込めるので減額するものであります。子育て世帯の子どもの対象人数については、1,305人程度を見込んであります。

それから、ページめくりまして、77ページになりますが、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費であります。377万8,000円の減額であります。説明にあるとおり、母子健康診査費ということで144万9,000円の減額。主に妊婦健診の委託料の関係であります。135万円の減額、それから子ども医療費の関係で不用が見込めるものが198万3,000円、それから総合保健福祉センターの空調設備の保守点検委託料の請け差ということでそれぞれ不用が見込めるということであります。

続いて、2目予防費であります。1,276万5,000円の減額であります。これも説

明にあるとおり予防接種で個別接種の関係、特に今回は子宮頸がんの関係なのでありますが、積極的な勧奨を今中止している状態ではほぼこの関係が中学1年生の女子の55人分がほぼ減額が見込めるということであります。

それから78ページになりますが、健康増進ということで310万8,000円、健康診査、各種がん検診、特定健診の関係で不用が見込めることから減額をお願いするものであります。

町民課長（鈴木和弘君） では、めくっていただきまして79ページになります。3目の環境衛生費でございますが、41万2,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄のところにありますとおり、まず合併浄化槽の補助事業ですが、257万円ということで現時点での見込み等によりまして6、7人槽、当初予算では18基見ておったのですが、5基程度だということで13基マイナスをしておりますし、10人槽では予算を見ておりませんでした、1基実績等見込みがありますので、それらを追加し、相殺して減額をお願いするものでございます。

続きまして、環境衛生事業298万2,000円の追加をお願いするものですが、まず13節委託料、し尿汲取りにつきましては、今現在の見込み等で約17万4,000リットルほど不用になるだろうということで、その分の減額でございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、加茂市・田上町消防衛生組合の負担金でございますが、392万円ということでございます。特にごみ処理施設は、し尿処理の施設の関係で電気料がちょっと不足になるということで、追加の補正をお願いしたいというような内容でございます。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、86ページに入りますが、よろしいでしょうか。10款教育費、1項3目教育振興費でございますけれども、30万円の減額をお願いするものでございます。説明欄のところでありますが、教育振興費につきましては、19節負担金補助及び交付金の特別支援教育就学奨励費補助30万円を減額することにつきましては、当初予算で25人見込んでおりましたが、認定実績で19人になったため減額補正を行うものでございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費であります、78万1,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のところにありますが、羽生田小学校整備事業の15節工事請負費78万1,000円の減額につきましては、グランド脇法面の改修工事の請負差額によって減額補正をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、87ページに入ります。4項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、44万8,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄

のところ、生涯学習事業の25節積立金6,000円の追加につきましては、生涯学習センター建設基金の利子積立金で、満期による収入が見込まれるため、補正を行うものでございます。

それから、社会教育事業の13節委託料94万8,000円の減額につきましては、国道403号バイパスの湯川地内で埋蔵文化財本発掘調査委託という整理作業と報告作業と、報告書の作成がありますが、これの請負額が確定したことに伴って整備を行うものでございます。

続いて、学童保育事業の7節賃金、学童保育指導員の47万円につきましては、長期休業期間中の利用者が増えて指導員の増員を行ったために不足が生じることから補正を行うものでございます。

23節の償還金利子及び割引料の2万4,000円の追加につきましては、平成25年度の放課後児童健全育成事業の補助金が確定をし、返還金が生じるために補正を行うものでございます。

それから、5項保健体育費、1目保健体育総務費であります。5万円の追加をお願いするものでございます。説明欄のところではありますが、保健体育総務費の25節積立金5万円の追加につきましては、指定寄附によってスポーツ振興基金元金に積み立てるものでありまして、8月3日の町民ゴルフ大会での指定寄附となっております。

88ページに移りますが、4目学校給食施設費の45万円の減額であります。7節賃金、臨時調理員の45万円の減額であります。これは執行残が見込まれるため減額補正の整理を行うものであります。

以上です。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑がある方はご発言願います。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） ページで72ページの民生費の老人福祉費の中なのですが、紙おむつの支給事業とありますが、今支給方法で加茂市ですと年間に使われる金額をみんな与えているのですが、田上町ですと月締めで月額、月ごとに支給していると思うのですが、その辺が町民の方から使い勝手の改善を求める意見とかは何かありませんでしたでしょうか。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 紙おむつの支給については、特にクレームというか、私のほうには意見は届いてはいませんが。



社会文教常任副委員長（椿 一春君） またちよっとこれ検討したほうがいいのではないかなという提案なのですが、月締めですとそこで使った額、不用額がまた返還というものがあって返還しないようにたくさん買ったりするのですけれども、もう限られた金額なので年間で支給されるような改善をしたらよろしいのではないかと私は思うのですが、その辺について何か考えありましたらお願いします。

保健福祉課長（吉澤深雪君） まず支給対象者、支給対象の方がいますが、在宅の方と、在宅の要介護になる人ですが、という規定がありまして、入院されている方、あるいは施設に入っている方については対象外となるものですから、そういう意味では紙おむつというのは毎日使うものでありますので、やはり毎月幾らという形でやらせてもらって、もちろん入院中はその分は支給対象に外れますので、もし入院されていても助成を使ったというような場合でありますと返還させてもらうこともさせていただいていますので、そういう意味では今の月額幾らというふうに決めていますので、月額というチケットでやっていきたいというふうにこれからも考えてはおります。

以上です。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第18号に対する質疑は終了いたします。

続いて、議案第21号を議題といたします。執行の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、109ページをお願いいたします。議案第21号 平成26年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,950万円の追加をお願いしまして、歳入歳出予算の総額を14億7,400万円とする内容でございます。主な内容については、ある程度見込み、確定等が来ておりますので、歳入はそういう形で整理させていただいておりますし、歳出のほうで若干医療費のほうで今後を見て不足が見込まれるので、その分の追加をお願いしたいといった内容が主なものでございます。

それでは、114ページをお願いいたします。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税66万9,000円を減額、2目退職被保険者等国民健康保険税907万7,000円の減額でございますが、こちらにつきましては当初予算でそれぞれ見込みの希望者数を見ておりましたけれども、それぞれ今現在での見込みでいきますと約100人程度、100人から114人程度見込みより人数が減るということで、それに見合う分の金額の減額をお願いしているものでございます。

続きまして、4款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目の療養給付費等負担金で

ございます。1,126万3,000円の追加をお願いするものでございますが、1節の現年度分794万5,000円につきましては、それぞれ説明欄にありますとおり医療費の関係、介護納付金、後期高齢者支援金につきまして国の負担分による部分でございますが、これにつきましては国のほうに変更申請をしておりますので、その金額分の整理をお願いしたものでございます。

2節の過年度分ですが、331万8,000円でございます。こちらにつきましては、25年度の実績によりまして追加交付を受けられるということで今回お願いするものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金でございます。117万3,000円減額でございますが、こちらにつきましては歳出の共同事業の負担金というものがあありますが、それに伴う国4分の1を負担しているのですが、歳出のほうで減額となっておりますので、その分の減額でございます。

めくっていただきまして115ページ、2目の特別調整交付金でございます。256万1,000円。特別調整交付金、こちらにつきましては今回システム改修等制度的な改修がありました。その部分について、追加で認められるということで増額をお願いするものでございます。

5款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金につきましては348万6,000円の追加をお願いするものでございますが、こちらにつきましては退職者医療に伴う交付金でございます。退職者の医療も増えておりますけれども、国民健康保険税のところでも説明をいたしました、国民健康保険税、計算上は医療費から国民健康保険税、退職の保険税を差し引いたものを交付するというものでありますので、こちらの保険税のほうは大分減額になったということで今回追加ということでございます。

続きまして、2項前期高齢者交付金、これにつきましては確定に伴う減額でございます。

続きまして、6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金につきましては、先ほど国庫負担金で説明申し上げましたとおり、歳出の減額に伴う減額でございます。

続きまして、7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金401万2,000円、2目の保険財政共同安定化事業交付金1,040万2,000円の追加をそれぞれお願いするものでございますが、こちらにつきましては高額な医療費によりまして高額医療費共同事業の交付金であれば1件80万円を超えたものにつきましては、これ

は国保連合会から交付をされるというものでありますし、2目の保険財政につきましては1件30万円を超えた部分について交付されるということでございますので、今回は12月でも補正をさせていただきましたが、医療費のほうでかなり増えてきているということで、こちらが追加で交付をされるということでございます。

続きまして、歳出でございます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費1,819万2,000円の追加をお願いするものでございますが、今現在の執行残、今後の医療費の見込み等、不足等がないような部分で追加をお願いをしたいものでございます。

続きまして、2項高額療養費、2目の退職被保険者等高額療養費98万3,000円でございますが、こちらにつきましても退職者の高額療養費につきまして今後の見込み等を見ますと若干不足等が見込まれるということで、今回追加をお願いするものでございます。

118ページ、3款後期高齢者支援金、それから4款の前期高齢者納付金につきましては、それぞれ額の確定により追加の補正をお願いするものでございますし、7款共同事業拠出金、1項1目の高額医療費拠出金469万2,000円の減額でございますが、歳入でもご説明いたしました、こちらの拠出金の金額を減額により歳入のほうで減額をするのですが、こちらにつきましても連合会のほうから額が確定をしたという通知に基づきまして減額をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、119ページ、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目の償還金でございますが、495万4,000円の追加をお願いするものでございますが、こちらにつきましても会計検査院の指摘事項等がありまして返還をお願いする、追加で返還をする必要が生じたので、今回追加をお願いするものでございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑がある方はご発言願います。

社会文教常任副委員長（椿一春君） 今のこの119ページの返還金なのですが、検査院から指摘があったという内容をどういう指摘があったのかお聞かせください。

町民課長（鈴木和弘君） 会計検査、いわゆる国のほうの指摘事項で返還を求められたのですが、実はこれ県のほうから国のいわゆる申請をする際に資料をいただくのですが、その中に高額療養費の算定に係る調整率というものが県のほうから示されておりました。それに伴って、うちの市町村、新潟県全体そうなのですが、それに

基づいて国の負担金なり補助金を申請をしていったのですけれども、これは実は24年度に会計検査が指摘をしていた。新潟県ではなくて、ほかの県で指摘をしていたのですけれども、新潟県としては、厚労省としては協議をした上でその調整率を使っていたということで、実はしばらく県と厚労省で協議をずっと続けていたのですけれども、なかなか回答が出ず、この時期になったのですけれども、やはり会計検査の指摘どおり返還をするべきだろうということで厚労省から県に通知が来ましたので、今回この内訳としては19年から24年までの間での返還を今回求められたといった内容です。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ほかに。

ないようですので、議案第21号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第22号を議題といたします。執行の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君） では、続きまして120ページお願いします。議案第22号 平成26年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ403万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億406万円4,000円とする内容でございます。今般広域連合のほうからそれぞれ通知等が来ておりますので、それらに伴う数字の整理をお願いするものでございます。

それでは、125ページお願いをいたします。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、2目の普通徴収保険料、それぞれ333万4,000円、221万9,000円の減額でございますが、こちらにつきましては広域連合から通知が来ております数字で減額をお願いするものでございますが、要因といたしましてはこちらにつきましても当初広域連合のほうで被保者数を見込むのですけれども、その数字と今現在うちでの見込みの人数で約154人ほど減額するという見込みに異なる点での減額でございます。

それから3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金でございますが、63万6,000円の減額でございます。こちらにつきましては、広域連合のほうに事務費等負担をするのですけれども、それら確定に伴いまして減額でございます。3目の長寿健康増進事業繰入金20万円の減額でございます。こちらにつきましては後期高齢のほうで人間ドックの補助ということで1人当たり1万円を補助しているのですが、それらの今後の見込み等を見まして減額をしております。

4款繰越金、1項1目繰越金でございますが、235万5,000円の追加でございます。これは全額繰越金を計上しております。

続きまして126ページ、歳出でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金、

1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金407万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、広域連合のほうから共通経費及び保険料等の関係での減額の通知が来ておりますので、それに伴う部分の減額でございます。

3 款諸支出金、1 項 1 目一般会計繰出金23万8,000円でございますが、今回25年度の分の繰越金を全額受け入れ精算をさせていただく部分を繰り出すという内容でございます。

続きまして、3 項保健事業費、1 目の長寿健康増進事業費20万円の減額でございますが、先ほど申し上げましたとおり、人間ドックの補助見込み等により減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑がある方はご発言願います。

1 つ質疑いいですか。後期高齢者の方の人間ドックの補助 1 万円ですけれども、大体どんなぐらい、何人ぐらいなのですか。

町民課長（鈴木和弘君） 1 月末でなのですけれども、7 名の方が補助を受けられています。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第22号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第23号を議題といたします。執行の説明を求めます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） それでは、ページ数128ページになりますが、議案第23号平成26年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）でありますけれども、歳入歳出それぞれ108万5,000円を追加し、総額を4,065万8,000円といたすものであります。内容につきましては133ページをお開きください。

歳入であります。歳入は繰越金の追加ということで108万5,000円の追加をお願いしたいものであります。134ページが歳出であります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費ということで25万円の減額であります。まずは説明欄にあるとおりに職員の時間外勤務手当、利用者の関係でどうしても休日対応が必要な訪問看護の利用が多くなったため、時間外勤務手当の追加をお願いするものであります。あと需用費ということで消耗品ありますが、訪問用の衛生用品などにおいて不用が見込めるために30万円減額とするものであります。

それから、2 款の予備費ということで予備費は133万5,000円を追加補正するもの

であります。

以上であります。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑がある方はご発言願います。

ないようですので、議案第23号に対する質疑は終了します。

最後になりましたが、議案第24号を議題といたします。執行の説明を求めます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） それでは、最後になりますが、議案第24号であります、議案書はページは135ページになります。平成26年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります、歳入歳出それぞれ8,260万円を減額し、総額を11億2,120万円といたすものであります。

内容についてであります、歳入は140ページからになります。歳入については、それぞれほぼ、ほとんどがそれぞれの額の確定あるいは見込みによりそれぞれ増減をいたすものであります。3款国庫支出金等、歳出の給付に伴いそれぞれ負担割合を減額等が見込めるということであり、中段の表にあります3款2項の4目介護保険事業補助金ということで新たに73万4,000円追加をいたすものであります、これは12月の補正で実はお願いしました介護報酬改定に伴うシステム改修の関係について補助が認められたため、10分の10の補助であります、それを追加で受け入れるものであります。

あと4款支払基金交付金、141ページになります5款県支出金、それぞれ決定見込みによりそれぞれ減額が見込めるということであり、7款繰入金については、介護給付費、町の負担分、それぞれ給付に伴い減額をいたすものであります。

それから、142ページになりますが、7款の2項基金繰入金ということで、介護給付費準備基金繰入金ということで1,333万円減額、つまり基金からの繰り入れをなくすということであり、給付の関係で基金の繰り入れが必要ないということで決めたということであり、ちなみに、これによりまして基金残高として残高は7,100万円ほど基金を貯留してあります。

あと8款は繰越金、決定に伴いますし、それぞれ諸収入ということで減額が見込まれたものであります。歳入は以上であります。

ページめくりまして、143ページであります、歳出は今度は保険給付費であり、それぞれ年度末に至り、それぞれ経費の不用が見込めることについて、それぞれ整理をいたすものであります、特に143ページの2款の保険給付費の1項2目地域密

着型介護サービスの給付費についてであります。予算額が6,200万円ありますが、3,250万円の減額、これは保明にありますグループホームの関係の経費なのであります。当初18室全部が埋まるという見込みで予算を組ませていただきましたが、今現在入居者は13人です。ただし、13人のうち実際の田上の町民の方が利用されているものはそのうち7名ということですので、その7名分と18の差がこれだけの額になっております。

あとは144ページからそれぞれ給付の関係、それぞれ実績に基づいて減額が見込めるために減額をお願いするものであります。

146ページについては、6目居宅介護サービス計画給付費ということで、これについては追加75万円をお願いするものであります。居宅介護のサービスの計画給付費、利用者、認定者の増ということで不足が見込めるために追加をお願いするものであります。

あと147、148、それぞれ介護予防サービスの関係で給付費で不足が見込めるもの、あるいはそれぞれの実績等を勘案して不用が見込めるものについて整理を行うものであります。

説明は以上であります。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑がある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第24号に対する質疑は終了いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

議案第1号についての討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり決しました。

次、議案第2号についての討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君）　しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君）　異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり決しました。

次、議案第10号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君）　しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君）　異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり決しました。

次、議案第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君）　しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君）　異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり決しました。

次、議案第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君）　しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）



社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり決しました。

次、議案第13号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり決しました。

次、議案第17号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） この野球場の指定管理というものの趣旨がちょっとわからぬところもあるのですが、まず今また指定管理者に移ることによって町の予算的にどのように変わるかというのがまだ示されていないと思うのです。たまたまこの3月は予算委員会の中で説明される予定にいるかと思うのですが、やはり野球場を指定管理者に移すということは、これだけの町としての予算がこう変わりますというものを示されて制定を求めるものだと私は思いますので、今のところ保留というふうな私の考えであります。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ご意見1件出ましたけれども、ほかに何かご意見ありますか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） では、意見もほかにないようですので、これより議案第17号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（反対なの。はっきりしての声あり）

社会文教常任副委員長（椿 一春君） いやいや。

（反対なのか、賛成なのかはっきりしないから委員長が困っているんだの声あり）

社会文教常任副委員長（椿 一春君） 賛成でもあるのですけれども……

（強く要望するということを書いて、そういうことのないように抗議しての声あり）

社会文教常任副委員長（椿 一春君） はい、了解しました。

私は、指定管理ができてくることは、民間で管理されるのはとてもいいことだと思うのですが、ただこういうふうになるから予算このように変わりますという説明を次回していただけるように要望いたします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） では、椿委員、詳しい中身は予算委員会ということで。今この指定管理に指定する自体は反対ではないということ。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） 決まっているではないですか。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 詳しい内容については、また予算委員会でいろいろ質問なりでいいかと思うのだけれども、委員長がこんなこと言うのも失礼だけれども、議案に対する中身的には反対ではないということで理解してもいいのですか。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） ええ、いいです。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） では、そういうことなので、これより議案第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり決しました。

次、議案第18号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり決しました。

次、議案第21号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり決しました。

次、議案第22号についての討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第23号についての討論に入ります。ご意見ある方はご発言願います。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり決しました。

次、最後ですけれども、議案第24号について討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり決しました。

これをもちまして、当委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

---

午前11時05分 散 会

平成27年第1回定例会  
社会文教常任委員会会議録  
(第2日)

---

---

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 平成27年3月24日 午後2時
- 3 出席委員  
2番 椿 一 春 君 10番 渡 邊 正 策 君  
3番 有 川 りえ子 君 12番 関 根 一 義 君  
7番 川 崎 昭 夫 君 14番 小 池 真一郎 君
- 4 欠席委員  
な し
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名  
副 町 長 小日向 至 保健福祉課長 吉 澤 深 雪
- 6 職務のため出席した者の氏名  
書 記 渡 辺 絵美子
- 7 傍聴人  
な し
- 8 本日の会議に付した事件  
議案第34号 平成26年度田上町一般会計補正予算(第8号)議定について中  
第1表 歳出の内  
4款 衛生費  
第2表 繰越明許費の内  
4款 衛生費

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 改めまして、お疲れさまです。社会文教常任委員会、これが最後になりましたが、私と有川さんと椿さんはまだ広報委員会があるわけで、最後ではないのですけれども、精いっぱいやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

きょうは補正予算1件上程されていますので、常任委員会を始めます。

では、座って進めさせていただきます。

では副町長、ご挨拶。

副町長（小日向 至君） では、ご苦労さまです。

議会最終日の本当に慌ただしい中、さっき町長お話しされましたように、国からの緊急支援という形の事業が舞い込んできましたので、ぜひこの資源を活用して町の活性化なりに寄与できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ありがとうございます。

それでは、本委員会に付託された案件は、議案第34号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定についてです。

それでは、これより議事に入ります。議案第34号を議題といたします。執行の説明を求めます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 改めまして、お疲れさまでございます。議会最終日ではありますが、委員会ということで追加議案の説明をさせていただきます。

追加の議案書のページにしますと9ページになります。9ページの4款衛生費、1項5目地域住民生活等緊急支援費ということで補正額1,294万9,000円追加をお願いするものであります。

説明欄にあるとおりに、先ほど町長の提案申し上げたとおりに、国の補正予算の成立に伴い、内定いただいているものについて今回追加をお願いするものであります。地域消費喚起・生活支援型事業ということで、この案件については妊産婦の健診の委託料、それから医療費というのは妊産婦の医療費の助成ということで追加をお願いするものであります。27年度予算に既にお願しているものについて、改めて26年度の補正ということで追加をお願いするものであります。

続いて、地方創生先行型事業ということで352万円ではありますが、これは27年度か

ら新規に行われることになりました乳幼児育児用品購入費助成を先行しまして26年度の補正で追加をお願いするものであります。

あと、第2表、繰越明許費ということでページ戻りますが、4ページになりますが、第2表、繰越明許費のうちの2項目めの4款衛生費、1項保健衛生費、地域住民生活等緊急支援交付金事業ということで、先ほど説明しました追加額1,294万9,000円をそっくり年度内の執行が見込めないため、全額繰り越すものであります。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ありがとうございます。説明は終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） では、お願いします。

先日の全協で大体説明を受けていたのですが、そこでまた確認しておきますが、妊婦さんの健診なんかは、これ何名ぐらい見込まれた予算立てで、もしこの予算が全部効率よくというか、見込みどおり使われなかった場合、どのようにこれを使うように考えているのか、お聞かせください。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 妊婦健診の委託経費については70名分を見込んであります。もし執行がされなかったのであれば、その部分については執行残り減額ということになります。国の内定額については、そもそも余裕を持って多目に予算が組まれているかと思しますので、多少執行が未執行だったとしても、その分についてはクリアできるかなというふうに考えております。

以上であります。

14番（小池真一郎君） では、せっかくの機会でございますので、今ほどの椿委員と関連するのですが、今、田上町では本当に子どもの出生率が低下してきております。

そこで、私はこの予算を見ている中で、本当にこのことが必要なのかなと、こういうことをやったら田上町の子どもが本当に出生率が上がるのかなというのは私がかねてから疑問がありまして、本当に子どもが少ないから、いやこうせえ、あせえという、ある程度お金の支援を考えておりますけれども、本当の実のところ、どこが問題で、田上町の出生率が少ないのかという、どこかで検証しないと、ただ、いや大変だ、大変だと言って手当てをしよう、こうしようという過去にもいろんなことをやってきたのですが、5年ぐらい統計とりますと、結果的には何も効果が上がってきていない。たまたまある人がこういう言い方をしました。いや、子どものかかるものというのは知れていると。そうでなくて、将来大学とかそういう部分の

経費がかかるから子どもが増えないのだろうというような意見もあります。そういう意味で、これを5年間仮にするのであれば、終わった時点で、本当に田上町の子どもを産めない環境というのは、それが原因だということをどこかで検証しなければならないと思いますが、その辺、課長。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 小池委員のおっしゃることもごもっともなことでありますし、もちろん少子化対策検討委員会で会議する、それぞれ毎年検証というものは当然行っていくべきものであります。もうこれまでいろんなことをやってはきたけれども、確かに出生率向上はしていないかもしれませんが、ただこれをやっていなければ、より一層悪くなっていたかなという。恐らくこれは本当に妊婦健診についても14回分、1人の方が14回分なのですが、お金にしますと、もう10万円を超えるような、その負担をやはり町で極力助成をし、少しでも出産しやすい環境を整えていきたいということで今回お願いする次第であります。もちろん検証については、日ごろの成果については、当然見て評価なりはしていかなければいけないというふうに思っております。

以上であります。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第34号に対する質疑は終了いたします。

これより討論及び採決を行います。

議案第34号について討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり決しました。

これをもちまして、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会とします。

お疲れさまでした。

---

午後2時10分 閉 会



田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成27年3月24日

社会文教常任委員長 川 崎 昭 夫